

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区分	横手市				民間（秋田県）				A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	46.3歳	164人	294,180円	329,090円	317,067円	—	—	—	—
清掃職員	42.5歳	24人	274,796円	350,362円	298,711円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.17
学校給食員等	45.0歳	15人	299,807円	316,462円	316,487円	調理士	44.1歳	212,600円	1.49
用務員等	46.4歳	69人	298,588円	326,037円	323,921円	用務員	53.9歳	227,200円	1.44
自動車運転手等	47.6歳	18人	299,372円	343,145円	325,529円	自家用乗用自動車運転者	53.2歳	234,700円	1.46
その他	48.0歳	38人	293,739円	319,457円	312,434円	—	—	—	—
秋田県	48.0歳	492人	335,815円	378,901円	362,198円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	48.8歳	114人	314,759円	351,776円	336,565円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	横手市(C)	民間(秋田県)(D)	C/D
全体	—	—	—
清掃職員	5,601,965円	4,192,600円	1.34
学校給食	5,465,203円	2,965,500円	1.84
用務員	5,399,129円	3,284,300円	1.64
運転手	5,586,453円	3,350,900円	1.67
その他	5,274,196円	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成16年～18年の3か年平均）。
- ※ 年収ベースの「横手市(C)」及び「民間（秋田県）(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、横手市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 「賃金構造基本統計調査」の民間データには、雇用期間の定めの有無にかかわらず、短時間労働者等の正社員・正職員以外の者を含んでいる。（横手市のデータは正職員のみ対象）

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在 単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
	全体	0	0	2	12	9	22	22	16	24	30	27
清掃職員	0	0	1	3	1	5	4	3	3	1	3	0
学校給食	0	0	0	3	1	1	1	1	3	2	3	0
用務員	0	0	1	3	6	10	9	6	9	12	13	0
運転手	0	0	0	1	0	2	2	3	4	4	2	0
その他	0	0	0	2	1	4	6	3	5	11	6	0

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

① 給料表について

- 国の行政職給料表(二)を適用

② 各種手当

- 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、特殊勤務手当をそれぞれ該当者に支給
- 現在支給されている特殊勤務手当
 - イ) 清掃業務等手当 直接清掃作業に従事する職員に支給 月額 6000 円
 - ロ) 介護等業務手当 直接施設入居者等の看護、介護又更生の業務に従事する職員に支給
知的障害者援護施設に勤務する者 月額 6000 円
老人福祉施設及び介護老人保健施設に勤務する者 月額 8000 円

③ 昇給基準

- 毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、市町村合併(平成17年10月)前において8市町村で各々異なる独自給料表を使用していたものを、合併時に国の行政職給料表(二)と同一の給料表に統一しております。今後も国における同種の職員の給与を参考とし、その職務の性格や内容も踏まえつつ、県や近隣自治体の同種の職員との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員数については、平成19年3月に策定した定員適正化計画により退職者補充の抑制を実施しており、技能労務職員については退職者不補充により定員削減を図っていきます。

3. 具体的な取組内容

① 定員について

技能労務職員については、退職者不補充により定員削減を図っていくとともに、平成18年度から実施している任用替制度により、他職種を希望する技能労務職員の任用替を推進します。

② 給料表について

現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりませんが、国の給料表が改定となった場合は同様の見直しを行います。

③ 諸手当について

手当については、市町村合併時(H17年10月)に国の制度に準じて適正化を図っております。特に合併前に37手当あった特殊勤務手当については、合併時に12手当に整理、見直しをしておりますが、横手市行政改革集中改革プランで示しているように、残る手当のうち、清掃業務手当、介護業務手当及び火葬業務手当の3手当について、廃止を含め、見直しをしていきます。

4. その他

技能労務職種については、退職者不補充の考えを基本に、横手市行政改革集中改革プランで示すように、指定管理者制度の活用も含め、業務の民間委託等を順次進めていきます。